

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、室生赤目青山国定公園に指定された良好な自然環境を有する地域で供用中の「青山高原風力発電所」において、既設の風力発電設備を撤去し、新たに大型の風力発電設備を設置するものである。
このことから、本事業に伴う影響の予測及び評価、環境保全措置の検討にあたっては、既存の「青山高原風力発電所」及び「新青山風力発電所」(以下、「既存風力発電所」)の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果等を活用し、既存風力発電所による環境影響を適切に把握するとともに、事業に伴う影響の予測において現況との比較だけでなく、既存風力発電所の設置前の状況との比較に努め、可能な限り影響を低減できるよう計画を検討すること。
- 2 本事業に対しては、自然環境への影響について多くの意見が寄せられていることに留意し、関係市と十分な協議を行うとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図ること。
- 3 本事業の対象事業実施区域周辺では、本事業者によるものを含め既に多くの風力発電所が稼働中及び計画中であることから、他事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。
また、計画内容や講じた環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。
- 4 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 5 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 6 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしながら、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 7 環境保全措置の検討にあたっては、既存風力発電所の運転により得られた知見や同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(個別的事項)

- 1 騒音
(1) 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、住居との離隔を確保していること等から環境影響評価項目として選定していないが、住民等から問い合わせがあった場合は丁寧な説明を行うとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。

(2) 風力発電設備の選定にあたっては、純音性成分が少ない機種を選定するよう努めること。

2 地形及び地質

既設風力発電機の基礎や埋設ケーブル類の撤去及び埋め戻しに伴い、土地の安定性に影響が生じることが懸念されることから、土地の安定性が適切に確保できるよう計画するとともに、環境影響評価項目として選定することを検討すること。

3 動物、生態系

(1) 鳥類に関する調査について、任意観察等については繁殖期に、既設風力発電機周辺の死骸確認調査については渡りの時期に、それぞれ頻度を増やして重点的に調査すること。

また、バードストライクによる影響が確認された場合は、本事業についても稼働中に継続してモニタリングを行い、必要に応じて環境保全措置を講じることを検討すること。

(2) 希少猛禽類に対する影響の予測にあたっては、既設風力発電施設の撤去工事や新設に伴う掘削工事等に伴う騒音による影響を考慮すること。

また、影響が予測された場合は、営巣期は工事を避ける等の環境保全措置を検討すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺には既に多くの風力発電所が稼働中であることから、鳥類の渡りに対する影響の予測にあたっては、単純に風力発電機本体を迂回する行動だけではなく、渡りのルート自体を大きく変更することも考慮すること。

(4) 風力発電施設の稼働による鳥類への影響の予測及び評価においては、現地調査におけるそれらの種の活動時間を正しく反映して年間衝突数を予測すること。

(5) 生態系に対する影響の予測において、典型性注目種としてホオジロを選定しているが、同種は飛翔高度が比較的低いことから、バードストライクの影響を受けにくいことが想定される。このことを踏まえ、バードストライクによる影響を考慮したうえで注目種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

また、既設風力発電設備を撤去した後に不要となる敷地を緑化することによる生息環境の変化の影響も考慮すること。

5 植物、生態系

(1) 対象事業実施区域周辺では、シカによる食害により植生に影響が生じており、既存風力発電所の用地においても食害により植生の回復が阻害されているとみられる箇所が見受けられることから、改変箇所の緑化にあたってはシカによる食害を防止する措置を検討すること。

(2) 改変箇所の緑化にあたっては可能な限り郷土種を使用する計画とするとともに、既設風力発電施設の撤去に伴い不要となる敷地については、既設発電所の建設以前の植生に復元するよう努めること。

6 動物、植物、生態系

既存風力発電所建設にあたり、環境保全措置として本事業の対象事業実施区域及びその周辺に移設・移植を行った動植物種については、現状を調査するとともに必要に応じて追加の環境

保全措置を実施すること。

7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

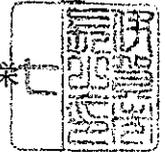
対象事業実施区域周辺は室生赤目青山国定公園であり、多くの眺望点が存在することから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、青山高原や東海自然歩道等の利用者による事業計画地周辺の眺望景観の価値認識を踏まえた予測及び評価を検討すること。



伊環環第228号
令和3年3月22日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称) 青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社青山高原ウインドファームの(仮称)青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書 1部

事務担当

伊賀市人権生活環境部環境センター

TEL: 0595-20-9105

FAX: 0595-20-9107



株式会社青山高原ウインドファームの（仮称）青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の風力発電設備の設置工事や施設の稼働によって、これまでに生じた環境への影響の再点検を行い、既設施設の環境影響評価や事後評価の結果と併せて検討し、環境への影響を最小にすること。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺には稼働中の風力発電設備が存在し、また他の風力発電事業が計画されている。風力発電設備が多数周囲に存在することによる累積的・複合的な影響についても考慮して環境影響評価を行うこと。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の風車より大型のものに建替えとなるため、騒音及び低周波音や風車の影等、周辺に与える影響が現在より大きくなる可能性がある。この点を考慮して環境影響評価を行うこと。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の設置及び運用について十分検討し、工事や設備設置による地形の改変に伴う土砂・濁水の流出を防止すること。また、下流に上水道の取水施設があることに注意し、浄水処理に支障が無いようにすること。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内に市管理法定外公共物が存在し、加工や占用行為が発生する場合は、市と協議のうえ、必要な手続きを行うこと。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき手続き及び景観への配慮を行うこと。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が河川の工事に及ぶ場合は、オオサンショウウオの保護について、教育委員会文化財課へ事前協議願いたい。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去後の土地部分についても、土砂流出等の不具合が起きないように、継続的かつ十分な維持管理をされたい。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・植生の回復にあたって、獣害対策を含め検討いただきたい。



津市環保第 1144 号
令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰 幸



(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

このことについて、令和 3 年 2 月 10 日付け環生第 16 - 170 号で、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定に基づきご照会のありました (仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3140

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp



(仮称) 青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見

1 総論

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましい事業であると考えられるが、周辺地域住民の合意のもと受け入れられた事業であることが前提と考える。

本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月策定）に基づき、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めるなど地域住民等との十分なコミュニケーションを図ること。

- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

- (3) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

- (4) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、綿密に検討すること。

- (5) 対象事業実施区域の周辺には、既に多くの風力発電所が稼働中及び計画中であり、複合的な影響が懸念されることから、可能な限り情報を共有し、環境影響評価に反映させること。

- (6) 本事業における工事については、既存の管理用道路や風力発電設備の敷地等を有効活用する計画となっている。新たに土地を改変する場合は、地形の改変面積を極力最小限にするなど、環境への負荷を低減するよう検討すること。また、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。

2 各論

(1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事用資材等の搬出入の際には周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 建設機械の稼働及び風力発電設備の稼働における騒音の調査については、最寄りの住宅等までの離隔距離が確保されているなどの理由から調査を実施しないこととなっている。

環境影響評価法第8条第1項に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者から提出のあった方法書に対する意見書には、これらの騒音による影響を懸念する意見が寄せられている状況にあることから、丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の調査も検討すること。

また、騒音等の調査を実施する場合は、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、季節に留意しながら調査、予測を行い、風力発電設備の機種や適正な配置の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価を行うこと。

(2) 水質

ア 当該事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、森林法に基づく水源涵養保安林が存在する地域であり、当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。

また、事業実施区域の下流には表流水を原水とする水道水源（榊原川）が存在し、近年、水源上流の土地改変等により濁水の流入に苦慮している状況である。

このことから、風力発電設備の基礎工事等（既設の風力発電機の撤去を含む）に伴う水環境への影響については、浄水場の運転及び水道水質等に影響を及ぼすことがないように、綿密な調査、予測及び評価を実施し、影響が認められる場合には、当該影響が回避、低減されるよう、必要な環境保全措置についても具体的に準備書に記載すること。

イ 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している集中豪雨の傾向を踏まえ検討すること。

(3) 動物

事業実施想定区域及びその周辺において、クマタカをはじめとする希少猛禽類及びコウモリ類の生息情報があり、また三重県指定希少野生動植物種であるサシバ等の渡りの経路となっている可能性がある。

このことから、既存風力発電所の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果、さらには専門家等からの助言を踏まえ、鳥類及びコウモリ類に関する適切な調査及び予測を行うこと。また、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を講ずることにより、これらへの影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観

「青山高原」を含む山並みは、津市景観計画において、山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切に景観形成を図る。」と定めている。

このことから、フォトモンタージュの方法による眺望景観の変化の程度の子測を行うにあたっては、複数地点からのフォトモンタージュが不可欠であるため、主要な眺望点はもとより、平野部など、住民等の意見を踏まえた、複数地点からのフォトモンタージュを追加・作成すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

本事業の事業実施区域を含む青山高原は、室生赤目青山国定公園の一角を形成し、笠取山に続くなだらかな草原地帯には、春に「市の花」であるツツジが、秋にはススキが一面を覆い、多くのハイカーをはじめとする観光客が訪れる「人と自然との触れ合いの活動の場」となっている。

また、国内最大規模の風力発電所を有する高原としても知名度が高く、県内外から年間を通じてドライブやツーリング客等で賑わう観光スポットにもなっている。

本事業に伴い、風力発電設備の単基当たりの大きさは大型化する計画であることから、観光資源としての魅力、価値を下げることの無いよう、また観光客に不快感や威圧感を与えぬよう、「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響について十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(6) その他

事業の実施に伴う建設機械、車両、資材の搬出入等については、交通安全対策を十分に検討すること。